

# 定 例 監 査 結 果 報 告

## 1 監査の種別

定例監査

## 2 監査の対象

総 務 局

まちづくり政策局

建 設 局（百年の杜推進部，下水道経営部，下水道事業部，八木山動物公園）

会 計 室

各 区 役 所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

## 3 監査の期間

平成 28 年 10 月 3 日から平成 29 年 2 月 10 日まで

## 4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成 28 年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成 28 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

### (1) 不適切な契約事務について

競争入札に付した契約で開札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった契約事務においては，地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により，随意契約が可能とされている。この場合，同条第 2 項の規定により予定価格その他の入札条件については，契約保証金及び履行期限を除き変更することができないとされている。

ところが，厚生課においては，競争入札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった平成 28 年度ストレスチェック業務委託について，入札時の最低価格提示業者と随意契約を行うに当たり，当該最低価格提示業者の提示金額に合わせて予定価格と仕様を変更していた。

競争入札の結果落札者がなく再度の入札に付しても落札に至らなかった場合の随

意契約の締結に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。また、契約事務に当たっては、予定価格について十分な検討を行い、適切に算定する必要がある。

(総務局)